R5 教生生第 1693 号
令和５年９月 22 日

各学校施設開放管理運営委員会 委員長　様

仙台市教育委員会生涯学習課長

学校体育施設利用に係るマナー等の確認について（お願い）

日頃より学校施設開放事業へのご理解・ご協力をいただきましてありがとうございます。

さて、本事業は、社会体育の普及並びに幼児及び児童の安全な遊び場の確保を目的として実施しております。

近時、学校近隣にお住まいの方から学校や当課に対して「利用団体のマナー」に関する苦情が複数寄せられております。本事業の実施にあたり、地域の皆様からご理解ご協力をいただくためにも、利用者の皆様にあらためてルールやマナー等についてご確認いただく必要がございます。

つきましては下記の点につき、貴管理運営委員会にてご確認いただき、利用団体にご周知くださいますようご協力をお願いいたします。ご周知の際は、団体代表者はもちろんのこと、利用者お一人お一人に伝わるよう重ねてお願いいたします。

記

１．寄せられている「地域の声」

・活動終了後、学校の駐車場及びその周辺での会話の声がうるさくて迷惑している。
・施設を利用する方が学校周辺（校門や歩道等）で喫煙をしているのでやめてほしい。
・学校周辺の道路は車幅が狭く見通しも良くないのに、速度を出して走行していて危険である。
・活動後も、車が駐車場にしばらく停まっているので、アイドリングの音がうるさい。また、車のライトを住宅に向けて点けたまま停車しているので、帰るまでの間ずっと照らされ続け、大いに迷惑している。
・子どもの送迎車が、駐車場ではない私有地（私道）に駐停車している。　・・・等

２．利用マナーについて（再確認）

（１）近隣にお住まいの方のご迷惑になる行為は控える。
　・音量の大きさにかかわらず、できる限り声や音を出さないようにする。（特に駐車場）
　・学校周辺での喫煙は、校地外であったとしても極力控えるなど、望まない受動喫煙が生じないように十分配慮する。
　・21 時終了を守り、終了後はいつもでも留まらずに、速やかに帰路につく。
（２）指定された駐車場以外の場所への駐停車は控える。
（３）雨天時の利用は校庭に足跡が残り、授業の妨げになる場合があるので避ける。やむを得ず利用した場合は丁寧に原状回復に努める。　・・・等

担当：生涯学習課生涯学習係
電話：214-8887（直通）